平成２２年（フ）第５０５８号
大阪市西区南堀江２丁目５番19号ＧＡＴＯ Ｄ．Ｍ．南堀江公園前304、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区南堀江２丁目９番９号
破産者　株式会社バンカコルサーレ
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１号
神戸市長田区海運町２丁目１番16号
破産者　チトセコラボレーションネットワーク有限会社
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８６号
神戸市垂水区学が丘４丁目10番37号
破産者　株式会社ジェイビー
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４１号
神戸市北区山田町小部字南山２番地の545鈴蘭台パインクレスト206号
破産者　有限会社ユーアール
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目４番６号
破産者　株式会社尼松組
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３５号
兵庫県西宮市老松町18番５―414号
破産者　株式会社サム・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７８号
兵庫県姫路市書写53番地の12
破産者　有限会社信和アルミ
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１８年（フ）第１５８号
佐賀市駅前中央２丁目２番28号―101
破産者　株式会社プロス
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
茨城県龍ケ崎市川原代町4073番地
破産者　株式会社大功
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田１丁目50番地の５
破産者　有限会社モノックス
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
岐阜県大垣市東前２丁目77番地５　ＶＩＶＲＥ21―403
破産者　岩崎　隆司
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２４８号
愛知県犬山市大字橋爪字万願寺51番地40
破産者　有限会社ＢＩＬＬＥＴ・ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８号
三重県鈴鹿市野町西３丁目１番１号
破産者　株式会社ＲＡＭジャパン
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１００号
三重県松阪市西肥留町138番地２
破産者　株式会社黒田商事
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５１号
兵庫県加古川市野口町野口687番地の51
破産者　有限会社カスヤビジネスサービス
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６号
徳島県三好市東祖谷菅生321番地７
破産者　有限会社義建設
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成１９年（フ）第２４７号
香川県高松市常磐町１丁目８番地１
破産者　株式会社タマル
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第５２２号
埼玉県本庄市児玉町宮内175番地２、開始決定時の住所埼玉県川越市大字今福2760番地10アルト・トーレ101号
破産者　山口　好治
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４１号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘９棟207号、開始決定時の住所名古屋市中区新栄１丁目31番５号　保恵ビル203号
破産者　韓国村こと　山下　茂樹
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地15　県住９―205
破産者　今村　祐二
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３４０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字上ノ山２番地の１、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町涌谷字千間江28番地
破産者　遠藤　六男
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係